

国民年金の加入手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で直接、手続きをしてください。

※時間に余裕がなく、窓口まで算され支給されます。



国民年金の加入手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で直接、手続きをしてください。

毎月の保険料はいくら？

来る時間がない場合は、郵送による手続きもできます。

国民年金の保険料(定額)は、月額14,100円(平成19年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。

また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に(200円×納付月数分)が加算され支給されます。

新成人の皆さん 国民年金の 加入手続きを しましょう

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は、必ず加入しなければなりません。

自営業者や学生などは「第1号被保険者」に、サラリーマンや公務員は厚生年金や共済年金に加入すると同時に「第2号被保険者」に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は「第3号被保険者」になります。

第1号被保険者となる人は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

市民課市民年金係 ☎(25) 7211
七城総合支所市民係 ☎(25) 1000
旭志総合支所市民係 ☎(37) 3111
泗水総合支所市民係 ☎(38) 2105

問い合わせ先

口座振替が便利でお得！

口座振替は、金融機関などの窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落される翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落される当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が割引されます。※口座振替で前納制度を利用する場合は、現金での前納に比べてさらに割引額が高くなります。例えば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金で支払った場合の合計額と比較して3,550円の割引(現金での1年前納は3,000円の割引)があります。

毎月14,100円は払えない・・・そんなときはどうすればいいの？

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。

手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

若年者納付猶予制度・学生納付特例制度とは？

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の人が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることなどを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

- ポイント①**
- 若年者納付猶予制度→本人と配偶者の所得を審査
 - 学生納付特例制度→本人の所得のみで審査
- 一般の保険料免除(全額免除・半額免除)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の人でも、若年者納付猶予の対象となる場合があります。学生の場合は本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。
- ※学生の場合は、学生納付特例制度のみ利用いただけます。
- ポイント②**
- 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます。
- 納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(妻と子)の人は遺族基礎年金

- を受け取ることができます。
- ※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。
- 猶予期間などの年金はどうなるの？**
- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
 - そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(追納)。
 - 追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

11/25 (日) 第25回菊池ロータリー小学生駅伝大会

菊池ロータリー小学生駅伝大会(菊池ロータリークラブ、菊池市教育委員会共催)が菊池市多目的広場であり、男子32チーム・女子21チームが参加しました。レースは全6区間で行われ、選手たちはひとつのタスキに思いを込め、次の走者へと繋いでいました。上位の結果は次のとおりです。(敬称略)

男子の部 優勝 泗水小A、準優勝 戸崎小A、3位 旭志小A、4位 隈府A、5位 菊池北小A、6位 迫水ブルーランナーズ

女子の部 優勝 旭志小、準優勝 泗水小A、3位 菊池北小A、4位 花房小学校A、5位 隈府A、6位 花房小学校B

区間賞・男子の部 1区 渡辺俊介(泗水小A)、2区 隈部優(迫水ブルーランナーズ)、3区 中山智貴(菊池北小A)、4区 澤山純弥(旭志小A)、5区 加茂田拓夢(泗水小A)、6区 渡邊了太(隈府A)

区間賞・女子の部 1区 森彩咲(旭志小)、2区 宮崎穂乃佳(泗水小A)、3区 森本碧(泗水小A)、4区 河本紗也香(旭志小)、5区 辻秋穂(旭志小)、6区 村本加奈子(隈府A)



菊池市多目的広場を一齐にスタートする選手たち

11/27 (火) 菊池市認定農業者連絡協議会と菊池市の農業を考える議員の会との意見交換会

農業の担い手である認定農業者で組織する菊池市認定農業者連絡協議会(水上彰澄会長)の主催により、菊池市の農業を考える議員の会(本田憲一会長)との意見交換会が開催されました。

この意見交換会は、農業の現状について理解を深め、農業の振興につなげることを目的に菊池市認定農業者連絡協議会の発案で初めて行われたもので、それぞれの立場から今後の農業について活発な意見が出されました。

出席者からは「米価低迷と飼料穀物の高騰で経営が悪化している」など、農業の厳しい状況なども報告されました。



宝くじ助成事業で田島二区にテントなどを整備

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業により、泗水町田島二区に、テント、組立式ステージ、机、椅子、テレビ、DVDレコーダー、カラオケ式、オープンレンジ、卓上IHヒーター、掃除機、グラウンドゴルフ用具一式、掲示板、放送設備が整備されました。

このコミュニティ助成事業は、宝くじ普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成を行うもので、今後の同区の益々の活性化が期待されます。



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

11/30(金) 社交業組合が防犯協会へ寄付

菊池市社交業組合(江藤 隆組合長)が「地域の安全のために使ってください」と、チャリティーゴルフコンペの益金を菊池市防犯協会へ寄付しました。

江藤組合長は「安心して暮らせる菊池市のためにと計画しました。今回のコンペには市内外から趣旨に賛同して参加されており、今後さまざまな面でお手伝いしたいです」と話されました。



菊池市防犯協会への寄付に訪れた江藤組合長(左)



田島二区に整備された、テレビ(上)とテント(右)